

公示送達

住所 甲野太郎

(権利者が不明である場合は、例えば、 県 市 町 丁目 番 の土地の所有者)

土地収用法第六十六条第三項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(当県 部 課)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

昭和 年 月 日付け権利取得裁決書

(注意) 上記書類を受領しないときは、昭和 年 月 日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

年 月 日

県収用委員会